

介護サービス事業所認証制度 最低基準(案)

基本項目	評価項目	評価指標	認証評価最低基準	
			要件A	要件B
1. 介護職員の処遇について	1. キャリアパスの設定及び職場環境改善にかかる取組	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ及び職場環境等要件を満たしているか	-	
2. 労働条件について	1. 有給休暇の取得率	全職員の有給休暇取得日数／全職員の有給休暇付与日数(%)	労働基準法第39条、第89条に違反していないこと。 ○法定の年次有給休暇付与日数が10日以上(管理監督者・有期雇用労働者含む)が、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日年次有給休暇を取得していること。 ○使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の範囲となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載していること。 他	
	2. 有給休暇の平均取得日数	全職員の有給休暇取得日数／全職員数(日数)		
	3. 時間外勤務の平均従事時間	全職員の時間外勤務時間／全職員数(時間)	労働基準法第32条～第32条の5、第36条に違反していないこと。 ○原則として、就労時間が1日8時間及び1週40時間内であること。(法定労働時間) ○原則として、毎週少なくとも1回の休日があること。(法定休日) ○法定労働時間を超えて、時間外労働や休日労働をさせる場合は、36協定を労使で締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ていること。 ○法定外労働時間(時間外労働)(※)の上限が月45時間・年360時間以内であること。 ○臨時的な特別の事項があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、下記条件を守っていること。 ・時間外労働が年720時間以内 ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度 ○特別条項の有無にかかわらず、1年を通して常に時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月平均80時間以内であること。 他 ※法定外労働時間(時間外労働)・・・1日8時間・1週40時間を超える労働時間(会社が定める所定外労働時間とは異なる)	
3. 職員の勤続について	1. 平均勤続年数	全職員の勤続年数合計／全職員数(年)	-	0点の基本項目が2つ未満であること。
	2. 離職率(過去3年間平均)	離職した職員数／全職員数(%)	-	
	3. 長期勤続職員の割合(3年)	勤続3年以上の職員数／全職員数(%)	-	
4. 人材育成・教育について	1. 事業所内における教育・研修	参加延べ人数／全職員数(人)	-	
	2. 事業所外における教育・研修	参加延べ人数／全職員数(人)	-	